

「ディプロマポリシー」「成績評価及び卒業」「休学、退学及び賞罰」について

本校の学校理念と教育理念に基づき、以下の項目を身に付けた者に卒業を認定する。

1. 社会人として挨拶、礼儀、心配り、様々な状況において対応できる行動力を身に付ける。
2. 2年間のカリキュラムの履修を通じ、基礎知識と基礎的技術及び応用的技術を身に付ける。
3. 学校生活を通じ、社会で求められる「コミュニケーション能力」「主体的行動力」「プレゼンテーション能力」「協調性」を身に付ける。
4. 卒業後、理美容業を中心に社会に貢献し、業界で活躍できる能力を身に付ける。

学則第 7 章 成績評価及び卒業

第 14 条 授業課目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の結果等を総合的に勘案して行う。

- 2 各学期末に行う試験で及第点に及ばない場合は、追試験を行う。
- 3 1 授業時間のうち 15 分を超えて遅刻または早退した者は欠課とみなし、別に補習授業を行う。
- 4 各学年でそれぞれ 72 授業時間を超えて欠課となった者は原則として退学となる。

第 15 条 校長は前条に定める授業課目の成績評価に基づいて課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認められる者には卒業証書を授与する。

第 16 条 前条により、衛生専門課程理容科または衛生専門課程美容科を修了した者には専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

## 学則第 10 章 休学、退学及び賞罰

第 21 条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって 12 日を超えて休学する場合は、診断書及びその事由を記載した書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

第 22 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第 23 条 成績優秀にして他の規範となる者は褒賞することがある。

第 24 条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において教育上必要と認められる場合には生徒に対して懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

以上